

平成 24 年 9 月

環境項目の追加及び計量方法変更のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、「環境省告示第 127 号（平成 24 年 8 月 22 日）」にて「昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号（水質汚濁に係る環境基準について）」の一部が改正されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

敬白

記

■変更日 平成 24 年 8 月 22 日（水）採水分より

■環境基準項目（生活環境の保全に関する環境基準）にノニルフェノールが追加

No	検査項目	必要量 (mL)	容器	検査方法	計量方法	環境基準 (mg/L)	検査案内掲載頁 「計量編」
環-38	ノニルフェノール	1000	8	GC-MS	S46 環告第 59 号 付表 11	別紙添付	P2 環-37 の 下に追加

■計量方法の表示の変更

「昭和 46 年環境省告示第 59 号」の付表 11 に「ノニルフェノールの測定方法」が挿入されたため、これまでの付表 11 以降が繰り下げられます。

検査項目	変更箇所	新	旧	検査案内掲載頁 「計量編」
n-ヘキサン抽出物質	計量方法	昭和 46 年環境省告示 第 59 号 付表 12	昭和 46 年環境省告 示第 59 号 付表 11	P2 環-32

以上